

2024年2月7日

京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟についての声明

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

本日、京都地方裁判所第3民事部（植田智彦裁判長）は、原告らの請求を退ける敗訴判決を言い渡した。

本件は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に参列したことは政教分離原則に違反して違憲・違法であるとして、同儀式への公金支出相当額374,171円を西脇隆俊に対して損害賠償請求するよう京都府知事に求める住民訴訟である。

判決は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に参列したことについて、「本件関与行為の目的は、客観的にみても、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすという世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。」と述べて、政教分離原則違反を否定した。大嘗祭は国家が国費をもって支援した天皇の宗教であることを何ら考慮することなく、従来の政教分離が争われた訴訟で用いられてきた目的効果論を形式的に用いて判断している。原告らが提示した新たな憲法解釈について「傾聴に値すべきものではある」としながら、具体的理由を示すことなく退けており十分な検討がなされているとは言いがたい。「社会的儀礼論」に終始して、政教分離原則違反のみならず国民主権原理違反や地方自治法違反も否定しており、極めて不当な判決と言わなければならない。

国や地方自治体が安易に宗教と関わるようなことは、あってはならない。ましてや、国家の外側の宗教との関わりではなく、国家自らが行ったに等しい宗教が問題となっている大嘗祭における政教分離原則について厳格な判断が必要であることは論をまたない。訴訟団は、憲法上の重要な原則である政教分離原則が貫徹されるべく、引き続き闘い抜く決意である。

以上